

令和5年度 禁煙支援実施要領

1 目 的

禁煙を希望している者（以下「禁煙希望者」という。）に対する必要な禁煙支援の機会を確保するため、北海道たばこ対策実施要綱（以下「要綱」という。）第4の4による禁煙支援を実施し、もって、道民の健康増進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下「保健所」という。）を実施主体とする。

3 実施体制

各保健所は、管内におけるたばこ対策の現状や課題を踏まえた必要な禁煙支援の企画・立案及びその実施のほか、その後の事業評価を一体的に行えるよう、要綱第5の（2）に定める保健所のたばこ対策推進チーム（以下「チーム」という。）を設置するものとする。

4 禁煙支援の定義

（1）直接的な禁煙支援

個別・集団、対面式・非対面式等その実施方法を問わず、未成年者を含む禁煙希望者を対象として、直接禁煙の開始・継続を目的として行う禁煙支援活動をいう。（以下「直接的支援」という。）

（2）間接的な禁煙支援

禁煙希望者がより身近なところで禁煙支援が受けられるよう、市町村、事業所または団体等（以下「市町村等」という。）を対象として、禁煙支援の実施に必要な専門的な知識及び技術を提供する禁煙支援活動をいう。（以下「間接的支援」という。）

5 禁煙支援に関する相談窓口

来庁、電話等による禁煙支援に関する相談は、要綱第4の4の（1）に基づき、保健所に設置するたばこに関する相談窓口で対応することとする。なお、相談窓口の設置に当たり、必要な場合は、相談日を設けることができるものとする。

6 禁煙支援の種類及び実施方法等

保健所は、必要に応じ、市町村、事業所、団体、医療機関（医師会）及び学校等と連携を図りながら、管内の状況を踏まえた禁煙支援活動を実施することとする。直接的支援及び間接的支援の種類及び実施方法等は、次のとおりとする。なお、支援活動については、各地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向等を十分に踏まえて実施することとする。

（1）直接的支援の種類と実施方法等

① 個別の直接的支援

禁煙希望者に対し、個別に禁煙開始を促し、禁煙継続のための知識・技術を提供する。

実施方法としては、禁煙希望者の希望や禁煙開始・継続の実現性を考慮し、次の「対面式」、「非対面式」及び「対面式と非対面式の折衷式」の中から適切な方法を選択することとする。

ア) 「対面式」は、面接による禁煙支援とし、初回は、医師・保健師による健康相談・禁煙相談・簡易な健康診査（以下「初回面接」という。）を行うこととする。

イ) 「非対面式」は、電話やメール等の双方向の手段によるものとする。

ウ) 「対面式と非対面式の折衷式」は、原則として、初回面接を行った上で、必要に応じ、対面式と非対面式を適切に組み合わせて行うものとする。

② 集団による直接的支援

期間を定めて募集した一定人数以上の禁煙希望者の集団に対し、禁煙開始を促し、禁煙継続のための知識・技術を提供するとともに、禁煙希望者同士が互いに励まし合うことにより、禁煙の開始・継続に繋げる。

実施方法は、原則としてグループミーティングによるものとするが、禁煙希望者が個別の禁煙支援も希望する場合は、個別の直接的支援も併せて行うこととする。また、将来的に当該集団が自主的に活動できるようにするための支援も併せて行うこととする。

なお、禁煙希望者の募集に当たっては、年齢や属性ごとの募集を行うなど、支援対象集団の求心力が高められるよう考慮することとし、その年齢や属性については、次に例示する。

- ア) 赤ちゃん（妊産婦及びその家族）
- イ) 未成年者
- ウ) 親子（未成年者とその親）
- エ) ○○病（疾患）患者及びその家族

③ 講習会等による直接的支援

妊婦など特に禁煙の必要があると思われる喫煙者の集団に対し、禁煙に関心を持たせ、禁煙開始・継続に繋げることを目的として講習会や学習会等を開催する。対象となる集団については、次に例示する。

- ア) 妊産婦及びその家族
- イ) 喘息等呼吸器疾患の患者及びその家族
- ウ) 生活習慣病有病者及び基本健康診査有所見者

(2) 間接的支援の実施方法等

管内で実施可能な禁煙支援の普及を図るため、次に示す活動を行う。

- ア) 管内での禁煙支援の実態の把握と普及してない場合の要因分析
- イ) 実施が可能な禁煙支援の方法検討
- ウ) イ) の検討を踏まえた普及活動
 - i) 各種検（健）診や健康まつり等における喫煙者に対する積極的な介入への支援
 - ii) 禁煙支援実施のための研修会の開催など
- エ) ウ) の普及活動後における市町村等における取組状況の把握

7 禁煙支援の期間

(1) 直接的支援の期間

効果的な禁煙支援とするため、少なくとも3ヶ月程度の期間を確保することとする。ただし、6の(1)の③に掲げる講習会等による直接的支援にあつてはこの限りではない。

(2) 間接的支援の期間

必要に応じて定めるものとする。